

第5回四日市市幼稚園・保育園のあり方検討会議 議事概要

日 時：平成27年7月13日（月）

午後6時～午後8時

会 場：市役所11階 職員研修室

（1）就学前教育・保育における基本的な考え方について

事務局より資料の説明

（2）利用者負担について（継続）

事務局より資料の説明

○質疑応答

【 会長 】

- ・まず、資料1について議論していきたい。

【 委員 】

- ・四日市の幼保一体化園と認定こども園の違いは何か教えてほしい。なぜ認定こども園にしないで幼保一体化という形で運営してきたのか、説明していただきたい。
- ・基本的には幼稚園は教育であり保育園は保育であるという説明があったが、一体化園あるいは認定こども園では、保育園籍の子どもであっても教育を受けるということか。現在、みどり園では、保育園籍の子も既に保育だけでなく教育も受けているということか。

【 事務局 】

- ・なぜ一体化園という形で運営してきたのかということについては、子ども・子育て支援新制度ができるまでは、認定こども園にするメリットがあまりなかったというのが理由の一つである。所管が文部科学省と厚生労働省とに分かれており、一体化園も認定こども園も事務的な手続きはほとんど同じであったので、先行して認定こども園にするメリットがあまりなかった。今回、新制度で、所管が内閣府に統括されたことにより、事務手続きが簡便になったので、メリットが生じた。また、保護者負担についても、一体化園では、幼稚園籍は幼稚園の負担金、保育園籍は保育園の負担金を適用してきたが、認定こども園にするということになると、負担金の考え方を整理する必要がある。四日市の今後の方向性を決めた上で舵を切るべきという判断から、この会議で負担のあり方についても併せてご議論いただいている。
- ・幼稚園教育要領は大臣による告示、保育所保育指針は局長通知であったが、保育指針も大臣による告示となり、就学前教育で獲得すべき力というのは同じ中身が定められていると理解している。子ども・子育て支援新制度により、すべての子どもに良質な保育と就学前教育を提供するということだが、法律でも定まったと考えている。そこで、一番いいタイミングで変えていきたいと思っている。

【 会長 】

- ・資料7頁の「①1学級単位の園児数(学級規模)における適正基準」について、何か意見はないか。

【 委員 】

- ・人数は一つの基準で出さなければいけないが、人数ではない要因が大きい。子どもの数ではなく中身が非常に大きいので、3歳・4歳・5歳では、数字で安直に決めにくい要因が大きいと思う。ただ、基準を決めなければいけないとすると、国基準の35人というのは現実離れしているのではないか。家庭の状況も違うし子どもの育ちも違い、昔は35人でできたことが今は難しい。25人でも大変である。基準はあくまでも基準、という目安的な基準で幼児期は考えた方が、実態に合うのではないか。各園の裁量も含めて、実態に応じて柔軟にすべきではないかと思う。

【 会長 】

- ・あくまでも基準であり、柔軟性を持って園あるいは子どもの状況の中で考えていく。ただ、一つの基準というのはどうしても必要である。ここに示された市の基準は参考にしながら、それぞれの状況の中で判断していくのが妥当ではないかと思う。
ほかに意見や質問はないか。

【 委員 】

- ・この先、人数が減って休園や廃園という話になったとき、納屋幼稚園は既に休園状態になっているが、廃園に向けてどうしていくか、休園と廃園の違いは何か、何か基準はあるのか、その辺りを聞かせてほしい。

【 事務局 】

- ・納屋幼稚園は休園して4年目を迎えた。休園を何年という決まりはないが、今までの休園後の園の状況からすると、廃園の方向へ向かっている。ただ、この検討会議において、今後の休園における廃園、統廃合はどういう形で考えていくべきか、そういった方向性を議論していただき、それを参考に市の計画の中に盛り込んでいきたいと考えている。

【 会長 】

- ・市の基本的な方針について、他に意見はないか。

【 委員 】

- ・園によって柔軟に対応するという意見は賛成である。また、基準としてある程度のラインは必要だと思うが、国基準の35人は厳しいと思う。地域によって希望者が多いところもあれば少ないところもあり、30人くらいが妥当ではないかと考えている。

【 会長 】

- ・国基準でも35人以下となっているので、30人や25人というのは考えられる数字であり、30人くらいが上限ではないかと思う。ただ、子どもの数が減り、保育園・幼稚園にもそれが少しずつ影響している中で、子どもたちが集団生活を送っていく上での適正な人数というのはどうなのかと

いうところも併せて考えていく必要があると思う。1学級単位の園児数の適正基準については、公立も私立も柔軟性を持たせてほしいという意見であったが、他に発言はないか。

【 委員 】

- ・小学校1年生が30人なので、幼稚園においても上限が30人というのは納得のいく議論だと思う。下限の18人というのは、35人を前提として半分の18人という単純な計算で出てきた数字だと思うが、1ケタになったときに複式になる小学校に比べると、18人というのはかなり多い段階で混合クラスになるという印象である。下限についても議論をしないと、難しい点が出てくるのではないかと懸念される。

【 会長 】

- ・35人の半数の18人という割り出し方が適切かどうか、18人という人数が一つの基準になるかどうか、この辺りも意見を出してほしい。明らかに人数が少ない園もあるので、下限の基準はあっても良いと思う。

【 委員 】

- ・幼稚園では、3歳であれば、集団教育や経営の観点も含めて、20人が妥当だと思っている。男女は10人・10人というイメージである。良い悪いではなく、集団的に何かを行う時、20人と21人ではあまり変わらないが、19人、18人となるにつれ、集団として力を発揮する時のエネルギーがまた少し違うと感じる。

【 委員 】

- ・保育園ではクラスの人数は決まっていない。保育士一人あたりで数える。5歳・4歳だと30人に一人、3歳だと20人に一人という割合である。混合でも、例えば3歳が5人、4歳が5人、5歳が5人でも、計算上では一人となる考え方である。保育園は1クラス単位では考えない。

【 会長 】

- ・これはもう少し深めていかなければいけない点である。①の結論は出ていないが、「②園単位の学級数における適正基準」も含めて意見はないか。

【 委員 】

- ・全国的にみると、兄弟姉妹の数が少ないということで、横並びの年齢別ではなく、縦割りのクラスを作って保育している保育園もある。

【 委員 】

- ・四日市の私立幼稚園の中でも、縦割りのクラス編成をしている園があり、メリットもある。ただ縦割りが保育的に良いということであれば、もっと広がっているはずだが、他の園は横のクラス編成である。横のクラス編成の中で、各園工夫して、上下の学び、縦の関わりを活動の中に取り入れている。基本は、小学校も含めて、同年齢でどう学び合い、高め合うかということだと思う。

【 会長 】

- ・「①1学級単位の園児数における適正基準」、「②園単位の学級数における適正基準」の基本的な方針としては、ここに提示された内容で良いか。

【 委員 】

- ・例えば、18人以上とすると、4歳児が18人、5歳児が18人で混合クラスになるということか。

【 事務局 】

- ・18人未満である。

【 委員 】

- ・では、4歳児が17人、5歳児が17人で混合クラスになると理解して良いか。その場合、34人なので、職員の配置は2人と理解して良いか。

【 事務局 】

- ・今現在のクラス編成では、4歳児・5歳児ともに18人を下回り17人以下となった場合、担任としては2人配置している。正の担任、副の担任といった形での配置である。

【 委員 】

- ・より丁寧な関わりを必要とする子どもが、保育園だけでなく幼稚園でも増えてきている中で、複数の職員でのクラスの運用や保育の形態というのが大事ではないか。

【 会長 】

- ・それは当然考えていかなければならない。この基本的な方針の中に、子どもの状況やクラス編成については柔軟性を持って対応するといった文言を入れてほしいと思う。
①の基本的な方針については、18人以上とする、それを超える31人～35人の場合は加配職員を置く、ということが良いか。柔軟性を持たせた形とするが、ひとつの基準としてこれを認めて良いか。②については、年齢別に学級を編成することを一つの基準として、それ以上の場合には複数学級を設置するということが良いか。

【 委員 】

- ・②の複数学級の設置が望ましいというのは、5歳児なら5歳児のクラスが二つ以上あるのが望ましいという意味だと思うが、四日市の公立幼稚園で2クラス以上設けている園はほとんどない。市の方針として複数学級の設置が望ましいとなると、相当な数の幼稚園が統廃合の対象にならないか。

【 事務局 】

- ・4歳児1クラス、5歳児1クラスの2クラスでの複数学級という意味である。

【 委員 】

- ・混合クラスではなく、学年ごとにクラスがあつてという意味で良いか。

【 事務局 】

- ・そのとおりである。

【 会長 】

- ・ここはもう少し分かりやすく表記した方が良い。
では、①②の基本的な方針については、この会議で認められたということで、この方向で進めていってほしい。
- ・次に、「③適正配置における基本的な方針」について議論したい。「1）適正基準に基づく集団教育の確保」については、集団生活を営むことは子どもたちの成長に非常に望ましく、一定数の子どもを確保し、そういう場を提供していくという方針であるので、問題は無いと思う。「2）幼稚園、保育園の一体化」については、適正規模の集団生活のための場を確保するために、公立幼稚園・公立保育園の一体化が可能な園については認定こども園化していくということであるが、この方針について意見はないか。

【 委員 】

- ・子どもは安心して楽しく通っており、特に問題となる事はないと思う。
- ・保育園でも、園児数が少ない園は廃園になることがあるのか。

【 事務局 】

- ・この4月から新制度が始まり、保育園の入所要件が大きく緩和されたことにより、四日市市の待機児童数も低年齢児を中心に増えてきている状況である。地域によっては入所人数の少ない園もあるが、今の状況の中で直ちに廃園という形は考えていない。

【 会長 】

- ・入園児童数の推移を見ると、今の説明が裏付けられていると思う。子どもたちが適正な規模の集団生活を送ることが大事であり、そのために、公立の幼稚園・保育園の一体化が可能であれば、その方向でいくと考えてみてほしい。

【 委員 】

- ・今、橋北幼稚園では、29年度から一体化園となるか、認定こども園となるか、それとも子育て支援も含めた施設となるか、保護者に説明がなされていると聞いた。その中で、給食も出るし、たくさんのおともたちと触れ合う場になるというのは良いが、今までの教材や環境が乏しくなるのではないかという不安があるので、その辺を十分に考慮してほしいということをお保護者からの要望として挙げたと聞いた。

【 事務局 】

- ・橋北幼稚園は、施設が大変古く耐震補強工事もできないため、現在、橋北中学校に間借りしている状況である。そこで、学校統合により遊休化している旧東橋北小学校の施設の一部を利用し、29年度から保育園と幼稚園が供用開始する準備を進めている。それについて、幼稚園・保育園それぞれ

れで説明させていただき、幼稚園のPTAから、今の幼稚園と変わりのないような形での運営をお願いしたいというご要望をいただいている。

【 会長 】

- ・新しい制度なので、行政としては丁寧な説明をして制度を進めていってほしい。一体化が可能な園というところ、どういったところがそれに当たるのか、もう少し議論する必要がある。保育園と幼稚園の両方が、良いところをきちんと利用者側に示していけるように運営していく努力は必要だと思う。保育園と幼稚園を一緒にしようということは、ずっと言われ続けてきたが、やっとここへ来て一つの方向性が見えてきた。認定こども園という形で一つの制度ができたということは、これからは利用者側もしっかり見守る必要があり、良いところを伸ばしていける方向に向かえば、子どもも保護者もそれなりの利益を得られるのではないかと思う。

【 委員 】

- ・保護者への説明は、不安のないように分かりやすく説明し、保護者はもちろん、保育園の職員、幼稚園の職員が意見を出し合いながら、共に考え、新しい施設として準備を整えて万全な形でスタートできるようにしたい。

【 会長 】

- ・全くその通りである。

【 委員 】

- ・公立幼稚園と公立保育園の一体化のこのみ挙げてあるが、今後は、私立も含めた認定こども園化の議論が必要になってくるのではないかと。地域的な問題として、今、人数が少ない地域を公立だけでカバーできているかというところ、しきれていない。公私併せて、地域の幼児教育をどうするのか議論していかないと、保護者のニーズには応えられないと思う。2)の枠は限定しすぎではないかと思う。

【 会長 】

- ・適正な数の子どもがいない、集団生活を送ることが非常に難しい、という公立が今抱えている問題について、「適正配置における基本的な方針」ということで、2)で一つ方向性を見出している。公立だけというのは枠組みとして狭いというのはその通りだが、テーマからいうと止むを得ないと思う。子どもの数が減っているということは非常に深刻な問題であり、今一番直面している公立の問題を当面は考えていく必要があると思っている。

【 委員 】

- ・認定こども園だけの問題ではなく、地域でどう育てていくか、公立・私立全体でニーズに合うところをどう作っていくかという議論が必要ではないか。

【 会長 】

- ・それは新しい制度の下で進められていくと思うので、2)の枠組みはこれで良いのではないかと思

う。

【 委員 】

- ・方針としてはその方向で異論はないが、公立の園が認定こども園となった時、延長保育などを行うようになることで、私立の園の領域を侵すことにならないか、確認したい。
- ・公立の園の先生方は幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持っているのか、それを把握した上でこの方針が出ているのか、確認したい。

【 事務局 】

- ・私立の領域を侵すことにならないかという点については、公立は、公立として果たすべき役割をきちんと確保していく必要があると考えている。特別支援教育や外国人園児への対応、障害児の就園機会の確保、家庭的に支援が必要なお子さんの対応、これらは公立が行うべきと考え、「3）公立で果たすべき役割の確保」にこのような提案をさせていただいた。地域的に公立が果たすべき役割ということを見ると、今のところ、公立同士で連携しこの役割を地域に残すことを優先に考えざるを得ないと考えている。
- ・幼稚園教諭と保育士の採用に当たっては、ここ14年、両方の免許を持っていることを条件に採用している。

【 会長 】

- ・一方の免許を持っていない方には、比較的取得しやすいように、いろいろ講習もしており、一体化に向けて働きやすいような特例措置が講じられている。
- ・では、「3）公立で果たすべき役割の確保」について、何か意見はないか。

【 委員 】

- ・小学校の1年生は、入学した4月当初は就学前教育の中身によって多少違うが、しばらくするとその違いはなくなる。公立私立それぞれの園の特性を活かして就学前教育を行って小学校へ上げてもらい、それを小学校で1年生として育てていく、そういう接続ができれば良いと思う。小学校にとっては、就学前教育を受けずに小学校へ上がってくるというのが一番厳しい。危惧するのは、幼稚園が減ったり保育料が変わることで、公立に入れなくなり就学前教育を受けられない子があるのではないかということである。

【 事務局 】

- ・保育園、幼稚園、認定こども園と形態はいろいろあるが、四日市の子どもたちが就学する前には必ず就学前教育を提供させていただく。保育料は定額の6,900円から応能負担となるが、皆が一律で高くなるというのではなく、中には今以上に負担が軽減される方もある。その辺は十分に配慮して利用者負担を考えている。

【 委員 】

- ・保育園と幼稚園の職員の交流はあるのか。例えば、菰野町では保育園の園長が幼稚園の園長になっているが、そういうことはないのか。

【 事務局 】

- ・菰野町は認定こども園であり、職員が保育教諭となっている。四日市市では、今年度から保育園籍と幼稚園籍で複数人の交流を開始している。

【 委員 】

- ・私立幼稚園でも特別支援教育を行っていないわけではない。ただ、人的配置が難しい。人的配置の措置さえしてもらえれば、私立幼稚園でも当然行う。

【 会長 】

- ・「(3) 教育環境の適正化に向けた基本的方針」については、これで議論は尽くされたと思う。
- ・次に、8頁の「(4) 子育て支援の充実」についてであるが、何か問題点はあるか。幼稚園、保育園を含めて社会的に担っていくのは当然のことであり、これからますますこういったことが求められてくると思う。4月からの新制度の中で特に注目したいのは、「全ての」子どもたち、あるいは子育て家庭が対象になっているということである。(4)では、全ての家庭や子どもたちに対して支援を行うことが必要だと言っているので、特に問題はないと思うが、良いか。
- ・資料2は前回からの継続である。前回いろいろ議論になった負担額については、11頁に説明がある。国基準は5階層であるが、市では8階層に分けて滑らかにしようというものである。全体を通して何か意見はないか。

【 委員 】

- ・現在の6,900円からここまで高くなるのだな、というのが率直な感想である。この金額は保育料のみの金額か。今、幼稚園では、保育料とは別に、教材費や行事費として3,000円程と、給食費を払っているが、それはここに含まれるのか。

【 事務局 】

- ・教材費については、実費負担的なところがあるので別枠で考えているが、皆で使うような物は教材費には含まれておらず、子どもが制作して持ち帰る物が教材費に含まれている。また、3,000円にはPTA会費や誕生会などの行事費も含まれている。
- ・給食費については、副食代を減額した負担金の設定を考えている。別途集金させていただくが、それを考慮して保育料を調整させていただくという考え方である。

【 委員 】

- ・私立保育園では、例えば植木鉢などは、家から持ってきてもらう。

【 事務局 】

- ・方法はそれぞれあると思うが、共通で使う物は、基本、保育料に含まれるという考え方である。

【 委員 】

- ・ここには3,000円はプラスされていない、という理解で良いか。となると、ここに挙げられて

いる金額より何千円か高くなるということか。

【 事務局 】

- ・ 保育料以外は別途集金という形になる。それは、今、私立の幼稚園でも保育園でも同じである。

【 委員 】

- ・ 保育料は、5年間程かけて上げていくのではなく、パッとこの金額に変わるということか。

【 事務局 】

- ・ 5歳児は来年卒園するが、4歳児は5歳児の学年となって残る。例えば、来年から保育料が変わるという場合、今年の4歳児はそのままの保育料とするというのは、十分に検討していく内容であると思っている。

【 委員 】

- ・ 保育料が2倍、3倍に上がる方は生活が変わってくると思う。新制度のこと自体全く分かっていない中で、保育料がこれだけ上がると、保護者が納得するのか心配である。前回の会議では、段階を経てという説明であったように思う。今年度はいくら、今年度はいくらという形で上がっていくのではないのか。

【 事務局 】

- ・ 前回、段階を経てという説明はしていないと思う。金額がボンと上がるので、それを滑らかにするという説明をさせていただいた。

【 会長 】

- ・ それが、国基準の5階層に対して、市の基準は8階層になっているということである。この8階層の中で負担額が決まるので、特に3階層目、4階層目を増やしたということだと思う。

【 委員 】

- ・ 来年度の募集の9月までに説明をするのか。

【 事務局 】

- ・ 先ほどの事務局の説明は、仮に来年から保育料が上がる場合はという話であり、いつから上がるかというのは、正式にはこれからである。もちろん、入園の申し込みの時点で、保育料がどんな形であるのか納得いただいて入園いただくという形で考えている。

【 委員 】

- ・ 私立幼稚園の場合、就園奨励補助金や、第2子は上の子が小学校6年生までだと半額、第3子は無料という制度があるが、公立幼稚園にも適用されるのか。

【事務局】

- ・今現在、私立幼稚園には、新制度に移行した幼稚園と従来の幼稚園との二つの形態がある。従来の幼稚園は、保育料を一旦払っていただいた後、その方の所得に応じて、就園奨励費として戻させていただくという形である。新しい制度の幼稚園は、最初から所得に応じて保育料が違い、後から戻す就園奨励という形ではないが、結果的には、その方の所得に応じた応能負担になっている。第2子、第3子についても同じである。第2子については2分の1の保育料、第3子については無料である。これは変わりはない。

【委員】

- ・結局、11頁の表から2,600円減額した額という提示である。例えば、4・5歳児の負担額は最高で20,800円である。そこから給食の副食代2,600円を引くと、18,200円が上限となる。だから、上限でも3倍高くなることはない。というような形で書くともっと分かりやすいと思う。この表では20,800円になるのかと勘違いされると思う。
- ・私立幼稚園としては、28年度から新しい料金で実施してほしい。なぜなら、既に27年度から新制度に移行した園は、国基準の25,700円で実施している。
- ・保育料の定義をはっきり決めておかないといけない。副食代を除外するというのはわかる。また、PTA会費も別で払わなければいけないものだと思う。教材費はどうするのか、保育料に入るのか入らないのか、はっきり決めておかないといけない。私立幼稚園は保育料の中に教材費を入れている。持ち帰るとか持ち帰らないとかではなく、全て保育料に入れている。保育料プラスPTA会費プラス給食費である。私立と公立で違うのはおかしいので、この辺りははっきりさせた方が良く思う。

【会長】

- ・支払う側としては重要な部分だと思う。新しい制度も含め、一般的にはなかなか分かりにくい部分もあるので、時間をかけて丁寧に市民に説明していくことが必要だと思う。

【委員】

- ・負担額が上がる人もいれば下がる人もいるという説明であったが、上がることによって、要支援家庭などの子どもがどこにも行けなくなるということはないか、就学前教育が受けられないまま小学校へ上がる子どもがいないか、危惧する。

【事務局】

- ・子どもの最善の利益のために就学前教育を受けていただく、これは関係機関と連携を取りながら漏れがないようにしなければいけないと考えている。保育料は、応能負担になれば今までよりは上がるかもしれない。ただ、公立幼稚園の利用者は全市の2割であり、仮に保育料が上がる方の方が多いとしても、15%を切る方だけに、今現在、応能負担よりもはるかに公費が投入されているという事実はある。8割を超える方からの、不公平じゃないのかといったご意見に対して、説明することができない。社会全体で子どもたちを支えていこうという中で、保育料についてはこういった考え方が必要になってくると思う。

【会長】

- ・就学前教育が受けられない子どもたちが出てくるのは非常に困る。たとえ義務教育ではないにしても、ほとんどの子どもたちが就学前教育を受ける中、その子の責任ではないのに受けられないというのは、子どもの最善の利益という言葉からかけ離れたものになる。あつてはならない事だと思うので、ぜひ漏れのないように丁寧に対応してほしい。

【事務局】

- ・例年、四日市では30人から40人の子どもが就学前教育を全く受けずに小学校へ入る。これはネグレクトに近い状態であり、幼稚園というより、本来は保育園に入園すべき子どもなのではないかと考えている。民生児童委員の皆様や地域の方々ときめ細かに連携し、こちらの方から就園を働き掛けないといけないのではないかと考えている。今後、虐待防止ネットワーク会議など様々な団体から情報を上げていただき、発見に努めたい。個人情報への壁があり、全員は把握できない状態であるが、努力は続けていくので、ご理解いただきたい。

【会長】

- ・特にリスクの高い子どもたちについては、社会が支えていかなくてはいけない。そこをきちんと行政が認識し、縦割りではなく横の連携で関わっていく必要があると思う。

【委員】

- ・10頁の「3歳児に比べ保育にかかる費用が低額な4・5歳児の負担額」について、3歳児と4・5歳児に分け、保育園の保育料に準じるという提案だと思うので、20人とか30人とかいう説明よりも、平等なのだとして説明した方が良いのではないかと考えている。保育園の保育料も3歳児と4・5歳児に分けている。4・5歳児は3歳児の額より19%減らしてあり、保育園の保育料も、4・5歳児は3歳児の額より18%くらい減額してあり、だいたい似たような率である。保育園の保育料と同一にということで3歳児と4・5歳児を分けるという説明の方が、納得してもらえないのではないかと考えている。全国的にこういう視点で1号認定の利用料を考えている市町はないので、全国に先駆けた非常に良い視点だと思っている。

【会長】

- ・全体を通して何か意見はあるか。

【委員】

- ・幼稚園の負担額を公立と私立で同額にする理由として、9頁に「同等の教育を提供している公立・私立で利用者負担額が異なる理由がない」と書いてあるが、保護者からすると、同等の中でもいろんな違いを見極めて園を選ぶわけである。公立と私立が同額になったとき、その辺りで保護者が悩み、公立離れとなるのではないかと考えている。施設的に子どもたちに偏りができるのではないかと少し気になる。
- ・利用者の負担額により増加した収入の使い道について、12頁に説明があるが、保育料が上がりそれを収めていくのであれば、増加した分は、できれば自分たちが通っている園の自分たちの子どもの保育に還してほしいと思う。

【 事務局 】

- ・四日市市では、保育園と私立幼稚園を含めて、ほぼ8割が応能負担である。今回、今まで応能負担でなかった公立幼稚園が応能負担となることで、保育料の収入増が見込まれる。これまで公立幼稚園には保育園や私立幼稚園以上の税金が投入されていたが、そこを均した上で、一部の子どもだけがその還元を受けるのではなく、全ての子どもに還元していきたい、それが四日市市の考えである。

【 委員 】

- ・私立と公立が同額となった場合という質問があったが、認定こども園となった場合、同額にしなければいけないことが国の法律で決まっている。誤解のないようにしたいが、私立幼稚園の中では、新制度に移行した園とそうでない園では違いがある。

【 会長 】

- ・では、今回の会議の確認をして終わりたいと思う。「教育環境の適正化に向けた基本的な方針」については、ほぼこれで認めていただけたと解釈している。利用者負担については、特に負担額について、利用者に丁寧な説明をし、保育料の定義も含めて公表し、理解を図っていくことが必要であるという議論であった。また、負担額により増加した収入については、全ての子どもに還元する形で使いたいという説明があった。
- ・最後に、保育の質の向上を忘れないでほしいと思う。お金の問題やクラスの数などいろいろ議論してきたが、最終的には、公立であろうと私立であろうと、子どもたちが豊かに育ってほしいという願いは皆さん一緒である。保育の質を高めていくというのは非常に大きな課題である。決まったからそれでいいということではなく、常に新しいものにしていく必要があるのだということも忘れないでほしい。